

京都市武道センター条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第77号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市武道センターの利用料金の上限額の適正化を図るため京都市武道センター条例を改正することとしました。

1 利用料金の上限額の改定

区 分				利 用 料 金									
				改 正 前				改 正 後					
				アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他			
				入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合		
主 競 技 場	全面 利用 等	日曜日	午前9時から正午まで	円 21,600	円 73,020	円 244,800	円 343,540	円 <u>22,000</u>	円 <u>74,380</u>	円 <u>249,330</u>	円 <u>349,900</u>		
			午後1時から午後5時まで	32,910	106,970	354,850	472,110	<u>33,520</u>	<u>108,950</u>	<u>361,420</u>	<u>480,850</u>		
			午後5時30分から午後9時まで	46,280	147,080	490,620	687,080	<u>47,140</u>	<u>149,800</u>	<u>499,710</u>	<u>699,800</u>		
			午前9時から午後9時まで	100,790	327,070	1,090,270	1,502,730	<u>102,660</u>	<u>333,130</u>	<u>1,110,460</u>	<u>1,530,550</u>		
		その他 の日	午前9時から正午まで	16,450 (4,620)	56,570	190,280	272,570	<u>16,760</u> (4,710)	<u>57,610</u>	<u>193,800</u>	<u>277,610</u>		
			午後1時から午後5時まで	24,680 (6,170)	81,250	272,570	381,600	<u>25,140</u> (6,280)	<u>82,760</u>	<u>277,610</u>	<u>388,660</u>		
			午後5時30分から午後9時まで	36,000 (5,400)	115,200	381,600	534,850	<u>36,660</u> (5,500)	<u>117,330</u>	<u>388,660</u>	<u>544,760</u>		
			午前9時から午後9時まで	77,130 (16,190)	253,020	844,450	1,189,020	<u>78,560</u> (16,490)	<u>257,700</u>	<u>860,070</u>	<u>1,211,030</u>		
	(1時間につき)	半面利用 等	日曜日	午前9時から正午まで					4,110				<u>4,190</u>
				午後1時から午後5時まで					4,110				<u>4,190</u>
				午後5時30分から午後9時まで					5,960				<u>6,070</u>
		その他 の日	午前9時から正午まで					3,600 (820)				<u>3,660</u> (830)	
			午後1時から午後5時まで					3,600 (820)				<u>3,660</u> (830)	
			午後5時30分から午後9時まで					4,730 (820)				<u>4,810</u> (830)	
補助 競 利 用	全面 利用 等	日曜日	午前9時から正午まで	5,960		(1時間につき)2,980		<u>6,070</u>		(1時間につき) <u>3,030</u>			
			午後1時から午後5時まで	8,840		(1時間につき)2,980		<u>9,000</u>		(1時間につき) <u>3,030</u>			

技場	その他 の日	午後5時30分から午後9時まで	12,340	(1時間につき)3,600	<u>12,570</u>	(1時間につき) <u>3,660</u>	
		午前9時から午後9時まで	27,140	—	<u>27,640</u>	—	
		午前9時から正午まで	4,730 (2,460)	(1時間につき)2,360	<u>4,810</u> <u>(2,510)</u>	(1時間につき) <u>2,400</u>	
		午後1時から午後5時まで	7,090 (3,290)	(1時間につき)2,360	<u>7,220</u> <u>(3,350)</u>	(1時間につき) <u>2,400</u>	
		午後5時30分から午後9時まで	9,460 (2,880)	(1時間につき)2,980	<u>9,630</u> <u>(2,930)</u>	(1時間につき) <u>3,030</u>	
		午前9時から午後9時まで	21,280 (8,630)	—	<u>21,660</u> <u>(8,790)</u>	—	
	部分利用(1 人につき)	午前9時から正午まで		300		<u>310</u>	
		午後1時から午後5時まで		300		<u>310</u>	
		午後5時30分から午後9時まで		300		<u>310</u>	
	旧 武 徳 殿	日曜日	午前9時から正午まで		6,890		<u>7,010</u>
午後1時から午後5時まで				9,970		<u>10,160</u>	
午後5時30分から午後9時まで				13,370		<u>13,610</u>	
午前9時から午後9時まで				30,230		<u>30,780</u>	
その他の日		午前9時から正午まで		5,340 (2,460)		<u>5,440</u> <u>(2,510)</u>	
		午後1時から午後5時まで		7,710 (3,290)		<u>7,850</u> <u>(3,350)</u>	
		午後5時30分から午後9時まで		10,280 (2,880)		<u>10,470</u> <u>(2,930)</u>	
		午前9時から午後9時まで		23,330 (8,630)		<u>23,760</u> <u>(8,790)</u>	
弓 道 場	全面 利用	日曜日 等	午前9時から正午まで		5,960		<u>6,070</u>
			午後1時から午後5時まで		8,640		<u>8,800</u>
			午後5時30分から午後9時まで		11,820		<u>12,040</u>
			午前9時から午後9時まで		26,420		<u>26,910</u>
	その他 の日	午前9時から正午まで		4,620		<u>4,710</u>	
		午後1時から午後5時まで		6,680		<u>6,800</u>	
		午後5時30分から午後9時まで		9,250		<u>9,420</u>	
		午前9時から午後9時まで		20,550		<u>20,930</u>	
	部分 利用	日曜日 等	午前9時から正午まで		250		<u>260</u>
			午後1時から午後5時まで		250		<u>260</u>

	(1人 1時間 につき)	その他 の日	午後5時30分から午後9時まで	250	<u>260</u>
			午前9時から正午まで	200	200
			午後1時から午後5時まで	200	200
			午後5時30分から午後9時まで	200	200
相 撲 場	日曜日 等		午前9時から正午まで	2,570	<u>2,610</u>
			午後1時から午後5時まで	3,900	<u>3,980</u>
			午後5時30分から午後9時まで	5,340	<u>5,440</u>
			午前9時から午後9時まで	11,810	<u>12,030</u>
	その他の日		午前9時から正午まで	2,050	<u>2,090</u>
			午後1時から午後5時まで	2,570	<u>2,610</u>
			午後5時30分から午後9時まで	3,900	<u>3,980</u>
			午前9時から午後9時まで	8,520	<u>8,680</u>
第 1 会 議 室	競技場と併 用する場合		午前9時から正午まで	2,050	<u>2,090</u>
			午後1時から午後5時まで	2,050	<u>2,090</u>
			午後5時30分から午後9時まで	3,290	<u>3,350</u>
			午前9時から午後9時まで	7,390	<u>7,530</u>
	その他		午前9時から正午まで	3,290	<u>3,350</u>
			午後1時から午後5時まで	4,620	<u>4,710</u>
			午後5時30分から午後9時まで	5,340	<u>5,440</u>
			午前9時から午後9時まで	13,250	<u>13,500</u>
第 2 会 議 室	競技場と併 用する場合		午前9時から正午まで	720	<u>730</u>
			午後1時から午後5時まで	720	<u>730</u>
			午後5時30分から午後9時まで	1,330	<u>1,360</u>
			午前9時から午後9時まで	2,770	<u>2,820</u>
	その他		午前9時から正午まで	1,330	<u>1,360</u>
			午後1時から午後5時まで	2,050	<u>2,090</u>
			午後5時30分から午後9時まで	2,570	<u>2,610</u>
			午前9時から午後9時まで	5,950	<u>6,060</u>

## (2) 超過利用料金（1時間につき）

区 分			利 用 料 金							
			改 正 前				改 正 後			
			アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他	
			入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合	入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合	入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合	入場料を徴収 しない場合	入場料を徴収 する場合
主競技 場（全面 利用）	日曜日等	正午から午後5時まで	円 9,460	円 30,850	円 106,970	円 144,000	円 <u>9,630</u>	円 <u>31,420</u>	円 <u>108,950</u>	円 <u>146,660</u>
		午後5時から午後10時まで	14,400	45,250	152,220	213,940	<u>14,660</u>	<u>46,090</u>	<u>155,040</u>	<u>217,900</u>
	その他の日	正午から午後5時まで	7,090 (1,540)	24,680	81,250	116,220	<u>7,220</u> (1,570)	<u>25,140</u>	<u>82,760</u>	<u>118,380</u>
		午後5時から午後10時まで	10,280 (1,540)	36,000	118,280	166,620	<u>10,470</u> (1,570)	<u>36,660</u>	<u>120,470</u>	<u>169,710</u>
補助競 技場（全 面利用）	日曜日等	正午から午後5時まで	2,980				<u>3,030</u>			
		午後5時から午後10時まで	3,600				<u>3,660</u>			
	その他の日	正午から午後5時まで	2,360 (820)				<u>2,400</u> (830)			
		午後5時から午後10時まで	2,980 (820)				<u>3,030</u> (830)			
旧武徳 殿	日曜日等	正午から午後5時まで	2,980				<u>3,030</u>			
		午後5時から午後10時まで	3,900				<u>3,980</u>			
	その他の日	正午から午後5時まで	2,360 (820)				<u>2,400</u> (830)			
		午後5時から午後10時まで	3,080 (820)				<u>3,140</u> (830)			
弓道場 （全面 利用）	日曜日等	正午から午後5時まで	2,570				<u>2,610</u>			
		午後5時から午後10時まで	3,390				<u>3,450</u>			
	その他の日	正午から午後5時まで	2,050				<u>2,090</u>			
		午後5時から午後10時まで	2,670				<u>2,720</u>			
相撲 場	日曜日等	正午から午後5時まで	1,020				<u>1,040</u>			
		午後5時から午後10時まで	1,540				<u>1,570</u>			
	その他の日	正午から午後5時まで	820				<u>830</u>			
		午後5時から午後10時まで	1,130				<u>1,150</u>			
第1会議 室	競技場と併 用する場合	正午から午後5時まで	720				<u>730</u>			
		午後5時から午後10時まで	1,020				<u>1,040</u>			
	その他	正午から午後5時まで	1,330				<u>1,360</u>			

		午後5時から午後10時まで	1,740	<u>1,780</u>
第2会議 室	競技場と 併用する 場合	正午から午後5時まで	200	200
		午後5時から午後10時まで	410	410
	その他	正午から午後5時まで	510	<u>520</u>
		午後5時から午後10時まで	820	<u>830</u>

備考1 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

2 「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

3 主競技場、補助競技場又は旧武徳殿を日曜日等以外の日に利用する場合において、競技会、これに付随する講習会その他別に定める用途以外の用途に供するとき（利用の目的が、入場料を徴収しないで、専らアマチュアスポーツの用途に供するときに限る。）にあつては、（ ）の利用料金とする。

### (3) 構内地に係る利用料金

区 分	単 位	利 用 料 金	
		改 正 前	改 正 後
写真を撮影する場合	1時間	円 3,310	円 <u>3,370</u>
動画を撮影する場合		6,730	<u>6,860</u>

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市武道センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第77号

京都市武道センター条例の一部を改正する条例

京都市武道センター条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項第1号中「3,310円」を「3,370円」に改め、同項第2号中「6,730円」を「6,860円」に改める。

別表第1主競技場の項から第2会議室の項までを次のように改める。

主 競 技 場	全 面 利 用	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	円	円	円	円	円	円	円	円
			入場料を徴収する場合	22,000	16,760	33,520	25,140	47,140	36,660	102,660	78,560
	その他		入場料を徴収しない場合	74,380	57,610	108,950	82,760	149,800	117,330	333,130	257,700
			入場料を徴収する場合	249,330	193,800	361,420	277,610	499,710	388,660	1,110,460	860,070
		半面利用(1時間につき)			349,900	277,610	480,850	388,660	699,800	544,760	1,530,550
補 助 競 技 場	全 面 利 用	アマチュアスポーツ		4,190	3,660	4,190	3,660	6,070	4,810		
			6,070	4,810	9,000	7,220	12,570	9,630	27,640	21,660	
		その他(1時間につき)	3,030	2,400	3,030	2,400	3,660	3,030			
	部分利用(1人1時間につき)		310	310	310						
旧	武 徳 殿		7,010	5,440	10,160	7,850	13,610	10,470	30,780	23,760	
弓道場	全 面 利 用		6,070	4,710	8,800	6,800	12,040	9,420	26,910	20,930	
	部分利用(1人1時間につき)		260	200	260	200	260	200			
相 撲 場			2,610	2,090	3,980	2,610	5,440	3,980	12,030	8,680	
第1会 議室	競技場と併用する場合		2,090		2,090		3,350		7,530		
	そ の 他		3,350		4,710		5,440		13,500		
第2会 議室	競技場と併用する場合		730		730		1,360		2,820		
	そ の 他		1,360		2,090		2,610		6,060		

別表第1備考7中「16,450」を「16,760」に、「4,620」を「4,710」に、「24,680」を「25,140」に、「6,170」を「6,280」に、「36,000」を「36,660」に、「5,400」を「5,500」に、「77,130」を「78,560」に、「16,190」を「16,490」に、「3,600」を「3,

660」に、「820」を「830」に、「4,730」を「4,810」に、「2,460」を「2,510」に、「7,090」を「7,220」に、「3,290」を「3,350」に、「9,460」を「9,630」に、「2,880」を「2,930」に、「21,280」を「21,660」に、「8,630」を「8,790」に、「5,340」を「5,440」に、「7,710」を「7,850」に、「10,280」を「10,470」に、「23,330」を「23,760」に改める。

「

円	円	円	円
9,460	7,090	14,400	10,280
30,850	24,680	45,250	36,000
106,970	81,250	152,220	118,280
144,000	116,220	213,940	166,620
2,980	2,360	3,600	2,980
2,980	2,360	3,900	3,080
2,570	2,050	3,390	2,670
1,020	820	1,540	1,130
720		1,020	
1,330		1,740	
200		410	
510		820	

別表第2備考以外の部分中

を

」

「

円	円	円	円
9,630	7,220	14,660	10,470
31,420	25,140	46,090	36,660
108,950	82,760	155,040	120,470
146,660	118,380	217,900	169,710
3,030	2,400	3,660	3,030
3,030	2,400	3,980	3,140
2,610	2,090	3,450	2,720
1,040	830	1,570	1,150
730		1,040	
1,360		1,780	
200		410	
520		830	

に改め、同表備考6中「7,090」

」

を「7,220」に、「1,540」を「1,570」に、「10,280」を「10,470」に、「2,360」を「2,400」に、「820」を「830」に、  
「

2,980
-------

」を「

3,030
-------

」に、「

820
-----

」を「

830
-----

」に、「3,080」を「3,140」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市武道センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市武道センターの利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

##### (適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)